

## 学校法人平安女学院 役員の報酬及び慰労金に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人平安女学院（以下「この法人」という。）の寄附行為第38条-3の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事および監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、この法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、役員報酬、役員賞与、役員退任慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、教職員の給与規程および退職金規程に基づくものを含まない。
- (5) 会議とは、理事会および評議員会をいう。
- (6) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）および手数料等の経費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員報酬は、次のとおりとする。

- (1) 常勤及び非常勤の役員には、役員報酬を支給する。ただし、この法人より給与または役員報酬以外の報酬を支給される役員には、役員報酬を支給しない。
- (2) 役員退任慰労金は、その都度、評議員会の意見を聴いた上で、理事会において決定する。

### (報酬等の基準)

第4条 役員報酬は、次のとおりとする。

- (1) 理事 会議へ出席した場合 月額15,000円。
- (2) 監事 月額15,000円。

### (報酬等の支給方法)

第5条 役員報酬の計算期間は、月の1日から末日までとし、計算期間の翌月21日に支給する。ただし、その日が土曜日または休日に当たるときは、その前日を支給日とする。

- 2 役員報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 役員報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

### (費用)

第6条 役員が会議に出席する場合の旅費は、支給しない。

- 2 役員が、職務の執行（会議を除く）に当たって、旅費を要する場合は、旅費規程に基づいて旅費を支給する。
- 3 役員が、職務の執行に当たって、手数料等の経費を要する場合は、当該経費を支給する。

### (報酬等の計算)

第7条 役員の就任、退任、又は解任の場合における報酬は、第4条に基づき、その日が属する月の報酬を支給する。

### (公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

### 附則

- 1 この規程は、1979年4月1日より施行する。（1979年3月19日 理事会決定）
- 2 1989年4月1日から適用する。（1989年12月19日 理事会決定）
- 3 この規程は、2009年4月1日から適用する。（2009年9月14日 理事会決定）

- 4 この規程は、2009年10月20日から適用する。(2009年10月20日 理事会決定)
- 5 この規程は、2020年4月1日から適用する。
  - (1) 役員慰労金規程は、2020年3月31日限り廃止する。  
(2020年3月24日 理事会決定)